

新潟市立笹口小学校 P T A会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は新潟市立笹口小学校P T Aといい、事務局を笹口小学校内におく

(目的)

第2条 本会は学校・家庭・地域が一体となって教育の振興に努め、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前項の目的を達成するために、次の事業を行う

- 1.児童の学習環境の整備援助ならびに学業の奨励
- 2.児童およびに会員に対する福利厚生への助成
- 3.児童の郊外活動の健全育成
- 4.地域社会における教育環境の改善
- 5.会員相互ならびに会員の研修に対する協力
- 6.児童・会員に対する慶弔
- 7.その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は笹口小学校の保護者と教職員ならびに会の趣旨に賛成し協力する者で構成し、会の目的、事業達成のために次のとおり組織する

- 1.本会には学年または学級を単位とした組織を置き、会務の運営を図る
- 2.本会には事業委員会として厚生委員会・広報委員会・育成委員会（以下専門委員会という）を置き、会務の運営を図る
- 3.本会には総務を置き、会務の運営を図る。名称を創夢とする。

第2章 会 議

(会議)

第5条 本会の会議は、総会・PTA委員会・常任委員会・学年委員会・専門委員会とする

1.総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる
総会は次のことを行う。

- (1) 会務の報告
- (2) 予算・決算の報告
- (3) 会長・副会長・庶務・会計・会計監査の承認
- (4) 会則の改定・その他重要事項の承認

ただし、緊急の場合はPTA委員会をこれに代えて総会に報告する

- 2.委員会は本会の議決機関として、予算・決算・事業内容等の重要事項を審議し決定する。会議の議決は出席者の過半数によるものとする
- 3.常任委員会は予算・決算・事業等の原案を調整し、会務を分担・執行する
- 4.学年委員会は学年・学級の必要事項を審議し、事業を遂行する
- 5.専門委員会は事業計画を立案し、実施する

6.PTA 委員会・常任委員会・学年委員会・専門委員会の構成については細則で定める

(会議録)

第 6 条 総会・PTA 委員会・常任委員会・学年委員会・専門委員会の議事等についての会議録を作成する

第 3 章 役員

(役員)

第 7 条 本会には次の役員をおく

- | | | |
|----------------------|--------------|-------------|
| 1.顧問・若干名（内 1 名は校長） | 2.会長・1 名 | 3.副会長・2 名以上 |
| 4.庶務・若干名（内 1 名は学校職員） | 5.会計・1 名（教頭） | |
| 6.監査・2 名 | 7 委員・若干名 | |

(役員の仕事)

第 8 条 本会の役員の仕事はつぎのとおりとする

- 1.会長は本会を代表し、会務を統理する
- 2.副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する
- 3.庶務は総会・委員会・常任委員会等の記録にあたり、会務全体の運営に寄与する
- 4.会計は会計の業務にあたり、事業の適切な運営に寄与する
- 5.監査は会計の監査ならびに運営全体の監査にあたる
- 6.委員は事業計画・予算・決算・その他重要事項を審議決定し、事業を遂行する
- 7.顧問は会長の諮問に応じ、会の運営に寄与する

(役員を選出)

第 9 条 本会の役員選出の手続きは次のとおりとする

- 1.会長は常任委員会で推薦し総会で承認する
- 2.副会長・庶務・会計・監査は年度末に選出し、総会で承認する
- 3.学年委員・専門委員は前年度に決めることができる
- 4.役員選考委員会については細則で定める

(任期)

第 10 条 役員の仕事はつぎのとおりとする

- 1.会長の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない
- 2.創設役員の仕事は 2 年（6 年生保護者は 1 年）、他の役員は次期改選までその仕事を行う。ただし再任は妨げない

第 4 章 会費

(会費)

第 11 条 1.本会の会計は会員の納める会費および寄付金をもってこれにあてる
2.本会の会費は、1 家族月額 600 円とする
3.本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる

第 5 章 会則改定など

第 12 条 本会の会則を改定しようとするときは、委員会の議決を経て総会の承認を得る

付 則

1.本会の運営に必要な細則は、別にこれを定める

2.本会則は、昭和 55 年 4 月 1 日より実施する

平成 12 年 5 月 9 日 一部改訂

平成 18 年 5 月 9 日 一部改訂

平成 19 年 5 月 8 日 一部改訂

平成 21 年 12 月 18 日 一部改訂

平成 22 年 5 月 6 日 一部改訂

平成 23 年 4 月 29 日 一部改訂

平成 24 年 4 月 28 日 一部改訂

平成 28 年 4 月 29 日 一部改訂

令和 2 年 6 月 一部改訂

令和 4 年 4 月 一部改訂

新潟市立笹口小学校 P T A 細則

第 1 章 学年委員会

(構成)

第 1 条 学年委員会は、学年で選出された学年委員長と各委員ならびに学級担任で構成する

(学年委員選出)

第 2 条- 1 学年委員は保護者の中から学年で 4 名、委員として選出する。

第 2 条- 2 選出にあたっては、学年の前委員が選出を管理実施する

(学年委員長の選出)

第 3 条- 1 各学年は学年委員長 1 名を選出する。

第 3 条- 2 選出するにあたっては、前学年委員長が選出を管理実施する

(会議・会合)

第 4 条 学年を単位とした会議・会合は、学年委員長が招集し適宜運営する

第 2 章 専門委員会

(構成)

第 5 条 各専門委員会は各学年の保護者の中から選出された専門委員ならびに教職員をもって構成する

(専門委員・専門委員長選出)

第 6 条- 1 専門委員は各学年委員の中から 3 名選出する。ただし、教職員の専門委員は校長の推薦による
なお、選出は付記の 4 に基づいて行うこととする

第 6 条- 2 各専門委員会の委員長は各専門委員の互選により選出する

(各専門委員の事業内容)

第 7 条 厚生委員会・・・児童・会員の健康増進、安全生活に関する諸活動等、福利厚生に関する事項の
計画・実施

広報委員会・・・P T A 活動の広報と会員相互の情報の交換、P T A 広報の編集・発行
会員の資質向上のための研修等の企画運営

育成委員会・・・児童の健全育成に関する諸活動

第 8 条 専門委員会の会議は各専門委員長が召集し、適宜運営する

第 3 章 常任委員会

(構成)

第 9 条 常任委員会は会長・副会長・庶務・会計・監査ならびに、学年委員会・専門委員会・教職員の代表をもつて構成する

(選出)

第 1 0 条- 1 学年委員会常任委員は学年委員長をもってあてる

第 1 0 条- 2 専門委員会常任委員は専門委員長をもってあてる

第 1 0 条- 3 教職員常任委員は校長が推薦し会長が委嘱する

第4章 PTA委員会

(構成)

第11条 PTA委員会は会長・副会長・庶務・会計・監査ならびに、学年委員・専門委員ならびに教職員の代表をもって構成する

第5章 顧問

第12条 顧問は会長が委嘱し、1名は校長とする。校長は常任委員会・PTA委員会に出席するものとする

第6章 役員選考委員会

第13条-1 次期会長を常任委員会で内定後、すみやかに役員選考委員会を設ける

第13条-2 役員選考委員会はPTA会長が委嘱した常任委員にて構成する(内1名はPTA会長)

第13条-3 役員選考委員会は総会で役員承認後に解散する

第13条-4 原則として役員免除は認められないが、やむをえない理由がある場合、それについて公正に判断する

付記

1.会則第3条6項の本会員および児童に対する慶弔は、別紙慶弔規程によるものとする

2.細則第3章9条の教職員の代表は、事務局担当教職員とする

3.細則第4章11条の教職員代表は、つぎのとおりとする

学年委員会・・・学年主任

専門委員会・・・各専門委員会担当教職員より1名

事務局・・・事務局担当教職員より1名

学年代表と専門代表は兼ねることができる

4.細則第2条の学年委員選出、および第6条の専門委員選出については、第6学年、他上学年、下学年の順序で定める。転入生については、転入年度の役員選出から除外する。ただし、本人の立候補については、これを妨げない

5.会則第3章10条の創夢役員について2年間その任期を遂行した場合、その後の役員選出を辞退することができる

《付記5の補足》

・任期中にエントリーした児童の役員は卒業まで免除。

・任期中にエントリーした以外の在学児童の役員について、退任後2年は免除。ただし、役員は一回行った扱いとする。免除期間中の本人立候補については、これを妨げない。

・退任後に入学した児童の役員免除はなし。

6.自然災害や感染症拡大等により、学年委員および専門委員の選出が出来なかった場合、創夢役員がこれを代行する。代行の是非は、PTA会長が判断する。

7.会則第2章第5条-1から5について、自然災害や感染症拡大等により開催ができない場合、書面による決議を認めることとする。

令和2年6月 一部改訂

令和3年4月 一部改訂

令和4年4月 一部改訂

令和6年4月 一部改訂

笹口小学校PTA慶弔見舞い規定

1、PTA会員に対する慶弔見舞い

- (1) 児童の保護者死亡の場合20,000円の香典と弔電を贈る。
- (2) 火災、その他の災難にあった場合は、その状況に応じ、適当の見舞いを贈る。

2、児童に対する慶弔見舞い

- (1) 児童が死亡した場合20,000円の香典と弔電を贈る。
- (2) 児童と同一生計の兄弟姉妹死亡の場合5,000円の香典を贈る。
- (3) 児童が交通事故により、全治2週間以上の障害を受けた場合、及び病気、けがにより2週間以上入院した場合5,000円の見舞い金（または見舞い）を贈る。

3、学校職員に対する慶弔見舞い

- (1) 死亡
 - ①職員 20,000円
 - ②配偶者 10,000円
 - ③実父母 5,000円
 - ④同一生計の父母・子・兄弟姉妹 5,000円
- (2) 病気見舞い（2週間以上病欠の場合） 5,000円
- (3) 結婚 10,000円
- (4) 出産 5,000円

4、前各号について、特別な事情及び災難の場合は、状況に応じてその都度協議決定する。

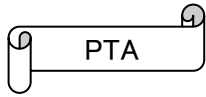
平成 8年4月1日 実施
平成12年5月9日 一部改正
平成18年5月9日 一部改正
平成25年4月27日 一部改正

付 則

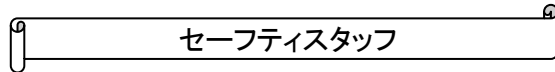
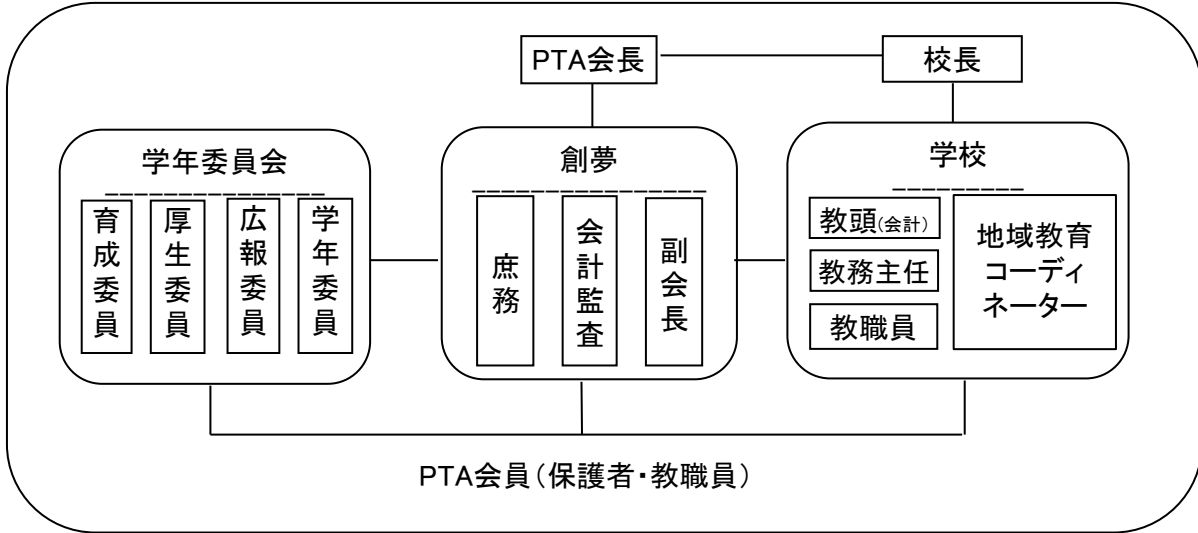
〈校内申し合わせ事項〉

- ①児童が入院して学級で見舞う場合は、作文・手紙・図書などで慰めることを原則とする。
- ②入院中は、児童同士で見舞いに行かせない。但し、担任・保護者同伴の場合はよい。
- ③退院して自宅療養に入ってから、児童同士で見舞ってもよい。但し、迷惑にならないように注意する。

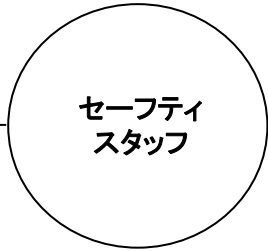
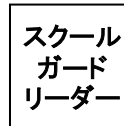
PTA組織図



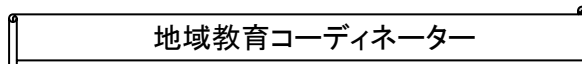
- 〈PTA総会〉 すべての学校職員とすべての保護者
 - 〈PTA委員会〉 校長・教頭・教務主任・担当職員・学年委員・創夢
 - 〈常任委員会〉 校長・教頭・教務主任・各委員長・創夢
 - 〈創夢会〉 校長・教頭・教務主任・創夢
- ※地域教育コーディネーターは必要に応じて臨時参加



児童の安全・安心を守るボランティア。
 スクールガードリーダーと連携。
 学校に申込用紙があり、いつでも登録可能。
 オレンジのジャンパーを貸与。



構成: PTA育成委員、創夢、学校
 自治会・笹口校区コミュニティ協議会を中心とした地域のみなさま



運営母体は新潟市。さまざまな形態のボランティアに入っただけの地域の方を募り、児童の学習の向上につなげる。
 学校の職員扱いで非常勤職員。新潟市が特に力を入れている政策です。